

水戸市農業基本計画（第4次）

中間見直し（案）

（計画期間 令和元年度～令和5年度）

中間見直しの基本的な考え方

- 1 目標値の達成状況，最新の基礎資料データ等を踏まえ，重点化が必要な項目について，内容を追加する。
- 2 目標値の達成状況に応じ，目標値の再設定を行う。
- 3 国・県の政策・制度等の創設・変更に合わせて，内容・事業名等の更新を行う。
- 4 計画に位置付けがなく新たに実施している取組を追加する。

基本方針

基本方針 1 産業として成り立つ農業の確立

基本方針 2 市民の暮らしを支える農業の推進

農業に携わる人が豊かに生活していくことのできるよう、収入の安定・向上を図っていくためには、「従事する人材」、「生産の基盤となる土地と水」、「経営感覚」、「栽培技術」などの要素がバランス良く、安定的に機能することが重要です。そのため、農業・農村の主体である農業者が、持続的に農業を経営し、安定した暮らしが送れるよう、「産業として成り立つ農業の確立」を目指します。

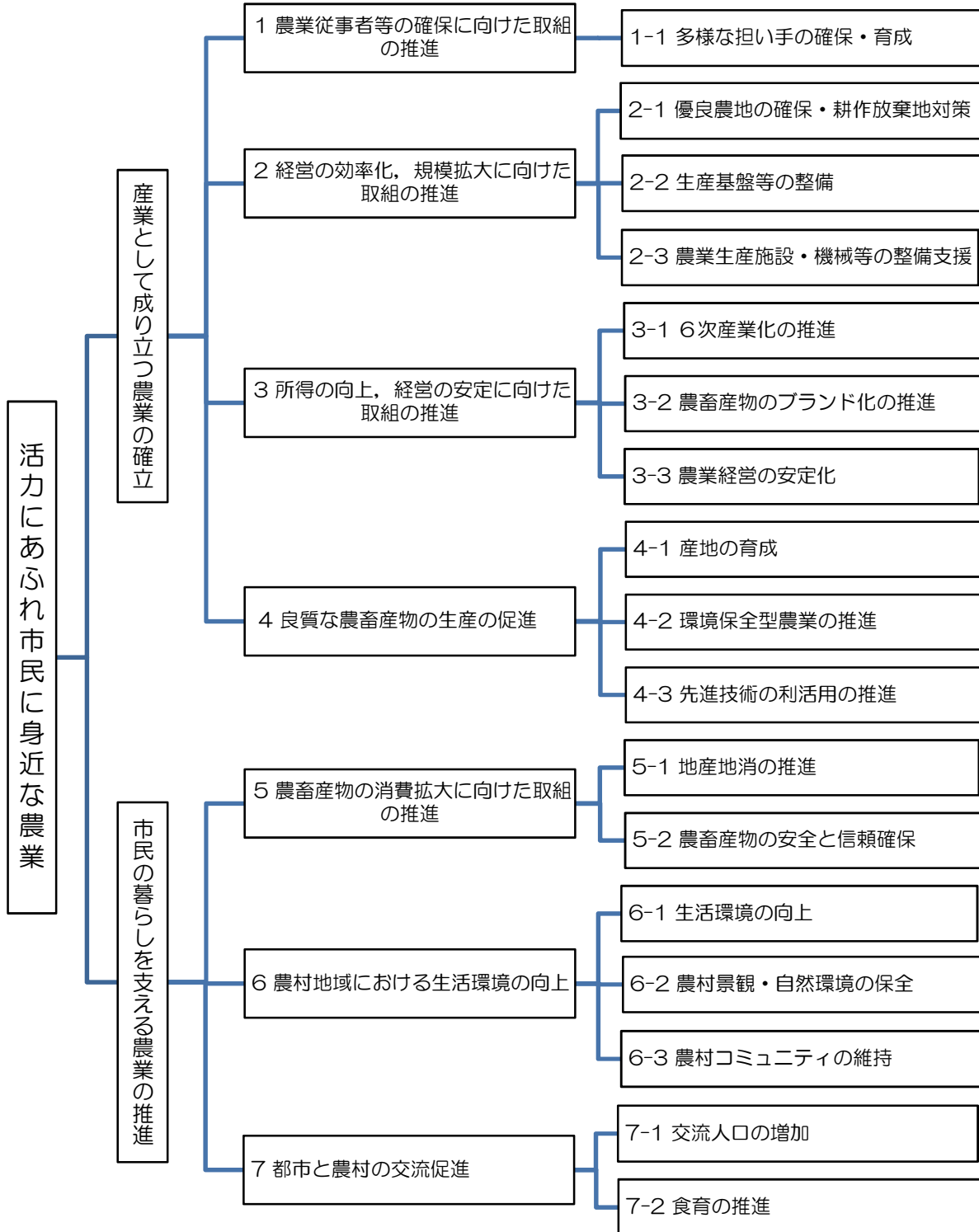
また、農業の役割には、農畜産物の安定供給のみならず、農村地域で農業が営まれることによる水源のかん養、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能があり、この恩恵は都市部の住民を含む多くの市民に広く享受されています。農業・農村が身近にあることによる豊かさは、地域の財産として将来の世代に継承されるべきもので、農業・農村と支え合う関係にある消費者である市民一人一人がこれらの重要性を理解し、農業・農村を支えていくことで、本市の農業と関連産業の発展に繋がるよう、「市民の暮らしを支える農業の推進」を目指します。

施策の体系

[目指す姿] [基本方針]

[7つの基本施策]

[施策の展開]



基本施策1 農業従事者等の確保に向けた取組の推進

[現状と課題]

産業として成り立つ農業の確立のためには、従事する人材を確保することが必要です。農業者の高齢化が進み、近い将来には昭和10年代生まれの高齢農業者の大量リタイアが見込まれているなか、農家アンケートによると、今後10年間で新たな取り組みを行う意向のある農家は少ない状況にあり、新規就農者数も少なく、地域によっては、人・農地プランに位置付けられている担い手が、今後不足する事が懸念されます。

新規就農者の確保に向けては、営農技術の習得、農地の確保、販売先の確保、経営計画の作成、資金の調達などについて、関係機関が連携した手厚い支援が必要です。

補助労働力として育成している農業ヘルパーについては、若い世代を中心に登録者を増加させていくことが必要です。

[施策の基本的方向]

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、家族経営、集落営農、法人経営、法人化した経営体の雇用など、多様な形態の従事者の積極的な確保・育成を図ります。

【1-1 多様な担い手の確保・育成】

農業次世代人材投資資金など国の支援制度を活用し、親元就農をはじめ、農家の子弟以外のいわゆる農外参入や定年退職者の新規就農希望者についても、市内の農業教育機関と連携するなど、積極的に確保・育成に努め、市内の先進農家等による指導体制を強化し、定着化を図ります。また、大規模経営に必要な補助労働力の確保・育成を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 農業次世代人材投資資金等、国・県の助成制度による支援 市内の農業教育機関と連携した就農人材の確保育成 市内の先進農家等と連携した研修の推進 新・農業人フェア等就農者募集イベントへの参加による新規就農希望者の確保 新 定年退職者等、中高齢者の就農人材の確保 市農業公社や農業委員会と連携した農地の斡旋 県・JA水戸等と連携した営農指導の実施
個別経営者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の確保・育成 農業後継者クラブの活動支援 農業ヘルパー制度の推進
組織経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織の設立促進 集落営農組織の法人化の推進 JA出資型等による農業生産法人の設立促進
農村女性の能力の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結推進
新 農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> わら納豆用稲わらの生産・加工への支援

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
新規就農者数	5名/年	5名/年	10名/年	10名/年
	(-)	(述べ21名)	(延べ50名)	(延べ90名)
認定農業者数	184 経営体	253 経営体	255 経営体	260 経営体
新 うち50歳未満	28 経営体	30 経営体	30 経営体	36 経営体
農業ヘルパー登録者数	30名	24名	35名	40名
新 農業経営法人数	14 経営体	24 経営体	24 経営体	30 経営体

基本施策2 経営の効率化、規模拡大に向けた取組の推進

[現状と課題]

農業の経営基盤である農地は、食料の安定供給のために不可欠な資源であるとともに、農業生産が行われることによる多面的な機能を有しており、市民にとって貴重な財産として守っていく必要があります。国では農用地面積を2020(平成32)年度までに8万ヘクタール増加、県では5,000ヘクタール増加することを目標としているなか、都市化が進み、農業従事者の減少が進む本市においては、農用地面積の増加を図ることが困難となってきています。

本市の農地には、生産効率の悪いほ場が多く残されており、少数の担い手が大きな面積で経営を行う本市の農業の目指す姿に向けては、大規模経営に適した基盤や条件の整備が重要となります。

農家アンケートにおいては、今後の農業行政で重視してもらいたい項目として「耕作放棄地対策」を挙げた人は1,323人(42パーセント)、「農地の集積」を挙げた人は644人(20パーセント)となっており、農地の利用促進が求められています。

農業機械については、個人農家が整備することは経営上の負担が大きく、共同利用等の対策が求められています。稲作が主体の本市農業において、担い手農家が地域の水田農業を一手に引き受け、米の適期収穫に専念するためには、乾燥調整作業を軽減する新たな共同乾燥調整施設が必要です。

[施策の基本的方向]

生産の基盤である優良農地を確保し、規模拡大に必要な基盤整備等を進めます。また、生産の効率化に不可欠な農業生産施設や機械等の整備を支援します。

【2-1 優良農地の確保，耕作放棄地対策】

都市化の進展と農業者の高齢化による減少が進むなか，農地法に基づく農地の適正な利用を図り，優良農地を確保するとともに，農地の流動化を図り，規模拡大を希望する意欲的な担い手に農地を集積し，農地の利用を促進することにより，耕作放棄地の解消に努めます。

●主な取り組み

項目	内容
優良農地の維持・保全	・農業振興地域整備計画に基づく農用地の適正管理
農地の流動化促進	・農用地利用集積計画の推進 ・農地中間管理事業の推進
耕作放棄地対策	・農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施 ・遊休農地所有者への適正な利用及び利用意向調査の実施 ・再生可能な農地の農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化の推進

●目標指標

項目	現状		目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
田の経営耕地面積 15ha以上の経営体数	2010年度 (平成22年度)	16経営体	16経営体	20経営体
	5経営体			
耕地面積に占める 担い手への集積率	2013年度 (平成25年度)	24.1% (6,440haの うち1,554ha)	25.8% (6,440haの うち1,662ha)	50% (6,440haの うち3,220ha)
	14.6% (7,010haの 1,024haうち)			
新 遊休農地 ^{※1} の面積	2016年度 (平成28年度)	322ha	261ha	123ha
	245ha			

※1 現に耕作に供されておらず，耕作の放棄により荒廃し，通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地及び利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地。

【2-2 生産基盤等の整備】

生産性の高い農業を実現するため、排水機能の改善、安定した用水の供給、効率的な作業環境の確保など、農業生産基盤の整備を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
国営緊急農地再編事業	<ul style="list-style-type: none"> 茨城中部地区 (令和7年までの全計画面積 359 ha のうち、田 349 ha)
県営畑地帯総合整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 飯富岩根地区(畑 110 ha) 柳河地区(畑 91 ha)
県営ほ場整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 内原地区(田 100 ha, 畑 110 ha)
農業用水・排水・道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 国営那珂川沿岸農業利水事業 県営湛水防除事業 新 県営経営体育成基盤整備事業 排水路整備 ため池整備 農道整備

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
ほ場整備地区 (計画面積)	5地区 田 332 ha	5地区 田 332 ha	7地区 田 367 ha 畑 110 ha	12地区 田 506 ha 畑 203 ha

【2-3 農業生産施設・機械等の整備支援】

高い生産性と、省力・低コストによる効率的な農業経営のため、生産規模に適した農業機械等の整備や、天候の影響を受けにくく集約的な施設園芸を推進します。

●主な取り組み

	項目	内容
新	強い農業・担い手づくり 総合支援事業	・農業生産施設・機械等の整備支援
新	儲かる園芸農業支援事業	・園芸作物の生産施設・機械等の整備支援
	米・麦共同乾燥調製施設 の整備促進	・共同乾燥調製施設の設置（1か所）
	農業機械リース事業	・共同利用機械の利用促進
	資金面の支援	・農業資金の利子助成
新	儲かる水田農業支援事業	・土地利用型作物の生産施設・機械等の整備支援
新	中小企業、小規模事業者 への支援	・生産性向上特別措置法に基づく、新たな先端設備等の導入への支援

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
生産施設、機械等の 整備件数	—	25件	28件	40件

基本施策3 所得の向上、経営の安定に向けた取組の推進

[現状と課題]

農畜産物の価格低迷が続くなか、農業者の所得向上を図るためには、農業者が農畜産物の加工、流通、販売等に取り組み、付加価値の向上分を所得に取り入れる6次産業化、消費者に選んでもらうための農畜産物のブランド化、経営の安定化を図るための価格安定制度や農業共済制度などの推進が重要です。

農家アンケートによると、今後10年間で6次産業化に取り組みたいと考えている農家は245戸（8パーセント）であり、6次産業化を推進するためには事業実施主体の確保・育成が必要です。

農畜産物の市場価値を一層高めるためには、適正な価格を維持しながら消費者に選んでもらえるよう、他産地の農畜産物との差別化を図るブランド化が重要です。現在、ブランド化を推進している農畜産物としては、「梅」、「^{やわらか}柔甘ねぎ」（軟白ネギ）、「水戸っ穂^ほ風彩常澄^{かぜいろつねすみ}」（米）、「パプリカ」、「^{いちにんしょう}干いも^{ににんしょう}」、「^{さんにんしょう}一人笑・二人笑・三人笑」（本格芋焼酎）、「水戸胡麻」（煎りゴマ）、「青パパイヤ」などがあります。本市の持つイメージのひとつである「梅」については、農業者と、食品加工業者等が連携し、食用梅の生産と利用拡大に向けた取り組みが、2012（平成24）年より始まっています。また、「常陸牛」、「ローズポーク」などの茨城県ブランドが市場で一定の評価を得ており、消費者に浸透している他、「シェーブル」、「カチョカバロ」などの手作りチーズはコンテスト等で高い評価を得ています。一般的に、県の銘柄産地などブランド青果物には、安定的に市場を満たす一定の供給量が求められますが、少量多品目の農産物が生産されている本市においては、市内で生産された農産物の包括的なブランド化が求められます。

また、本市は「水戸黄門」、「偕楽園」、「水戸納豆」などにより全国的な知名度を有しており、今後はマスコットキャラクター「みとちゃん」の活用や観光や商業と連携した「水戸」のブランド力を総合的に高めていく取り組みが重要です。

経営の安定化に向けて、本市の主要な農作物である米については、消費の減少と価格の下落傾向が続いており、国の米政策の見直しに基づいた対応が求められます。また、有害鳥獣による農作物の被害が続いており、継続した対策が必要です。

[施策の基本的方向]

農業の6次産業化の取り組みや農畜産物のブランド化を推進するとともに、経営の安定化のため、農畜産物の価格安定制度や農業共済制度などを推進します。

【3-1 6次産業化の推進】

農畜産物の加工・流通・販売，地産地消，観光農業など，地域資源を生かした6次産業化の取り組みを推進します。

（地産地消については，「5-1 地産地消の推進」に，観光農業については「7-1 交流人口の増加」に記載しています。）

●主な取り組み

項目	内容
農畜産物加工品の開発，販売拡大の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした農畜産物加工品の商品開発，販売拡大に向けた取組の支援 ・農業者と商工業者との連携強化
農産物加工施設及び直売所の整備・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的農産物販売施設（1か所） ・観光果樹等を活用した農産物加工・販売施設（1か所） ・小規模農産物加工・販売施設（5か所） ・農産加工センター「かたくり市」の活用推進，機能強化
米加工品の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・米粉の利用推進
農畜産物の輸出促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興機構（ジェトロ）茨城貿易情報センターと連携した情報提供等
梅産地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新栽培技術による効率的で高品質な梅の生産推進 ・梅産地づくり協議会を通じた，生産・加工・販売の一体的な推進

●目標指標

項目	現 状		目標値	
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
6次産業化に取り組んでいる農業経営体の割合	2010年度 (平成22年度)	18.7%	25.8%	34.3%
	16.6%			
農産物直売所数	2013年度 (平成25年度)	17か所	17か所	18か所
	12か所			
新 うちインショップ数	3か所	8か所	8か所	9か所

【3-2 農畜産物のブランド化の推進】

「水戸」が持つ知名度と地域ブランド力を活用するなどの戦略的な取り組みにより、他産地との差別化、競争力の強化を図り、市外、県外に向けた農畜産物のブランド化を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
高品質化，差別化によるブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値向上による，他の農畜産物との差別化の推進 ・商工業者との連携 ・県と連携した「常陸牛」，「ローズポーク」の消費拡大 ・飲食店等における地場農畜産物を活用したメニューの提供店「水戸美味」の推進（各店のメニュー，活用食材のPR） ・新 森のシェーブル館チーズ製造施設の移転整備 ・新 GI※1登録産品「水戸の柔甘ねぎ」の生産・消費拡大 ・新 ごま・パパイア等のブランド化の推進
PR活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大に向けた商工業者との連携 ・各種メディアを利用した積極的な商品のPR
梅産地づくりの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・新栽培技術による効率的で高品質な梅の生産推進 ・梅産地づくり協議会を通じた，生産・加工・販売の一体的な推進
新 納豆による地域ブランド力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員による納豆料理の普及 ・水戸の名産品である納豆の普及・啓発
新 わら納豆用稲わら生産・加工の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・わら納豆用稲わら，わら苞の安定供給に向けたシステムの確立 ・稲わら生産による水田農業の所得向上

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
ジョイント栽培による梅の生産量	—	5.3 t	29 t	31 t
新 わら納豆用稲わら生産・加工の促進によるわら苞出荷量（食）	—	40,000 食	80,000 食	160,000 食

※1 地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しており、これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する「地理的表示（GI）保護制度」のこと。

【3-3 農業経営の安定化】

農業の産業としての持続性を維持するため、農畜産物の需要に応じた生産を推進するとともに、経営所得安定対策や野菜価格安定制度、農業共済（農業災害補償制度）を利用するなど、意欲ある農業者が農業を継続できる環境の整備を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
安定経営への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の推進 ・需要に応じた計画的な米づくりの推進 ・麦，大豆，飼料用米等の転作作物の生産振興 ・農業災害補償制度の啓発，加入促進 ・野菜価格安定制度の推進
病害虫対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻，麦，大豆の共同防除事業の指導，支援 ・黄化萎縮病対策事業の支援
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる農作物被害防止対策の実施
畜産関連対策	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎の消臭等環境整備対策の推進 ・家畜伝染病マニュアルに基づく防疫措置の実施
資金面の支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業資金の利子助成

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
転作作物の作付面積	590 ha	677 ha	695 ha	767 ha
病害虫共同防除面積 (水稻・麦・大豆)	1,650 ha	1,618 ha	1,900 ha	2,000 ha
イノシシによる農作物 被害金額	8,746 千円	1,013 千円	1,000 千円	800 千円

基本施策 4 良質な農畜産物の生産の促進

[現状と課題]

良質な農畜産物の生産の促進のためには、消費者ニーズに合った品質と一定の量の農畜産物を安定して供給するための、生産技術や販売に関する研修等の取り組みを行う生産組織の育成が重要です。野菜の生産者組織としては、JA水戸の作物別の生産部会、公設卸売市場へ出荷している任意組合があり、後者は水戸市そ菜園芸生産出荷団体連絡協議会を組織しています。また市内で最大規模の温室団地である小吹温室団地では、トマト（1ヘクタール）、パプリカ（2.4ヘクタール）が栽培されています。果樹の生産者組織としては、山根地区、河和田地区、千波地区に任意組合があり、これらの組合に個人農家を加え、水戸市果樹園芸生産者連絡協議会を組織しています。果樹農家は、2004（平成16）年から2013（平成25）年までの10年間に19戸が廃園し、現在は27戸で、新規参入は無いことから、今後さらに減少していくことが予想され、産地の維持のためには法人化などの対策が求められます。

消費者の食品に対する「安全・安心」への関心がますます高まるなか、国、県の制度に基づくエコファーマー、特別栽培農産物、有機農業など環境保全型農業の取り組みが行われています。本市におけるエコファーマーの認定数、特別栽培に取り組む農家数は横ばい状態です。この理由としては、環境保全型農業に関する消費者の認知割合が低く、生産コストに見合った価格での販売が難しい事が挙げられます。また、土づくりに必要な家畜堆肥について、耕畜連携の取り組みなど、堆肥の利用と流通促進が求められています。

農業を取り巻く科学技術は、近年、急速に発展し、生産性の向上や省力化など農業に幅広く役立っています。本市においても、ウィルスフリー苗等の優良種苗を利用した農産物の生産や、高度な環境制御による大規模施設園芸が行われています。市場ニーズに応じた生産と産地間の競争力強化のためには、今後とも、先進技術を積極的に活用していくことが必要です。

[施策の基本的方向]

良質な農畜産物を安定して生産するため、高い生産技術と安定した生産体制を維持する産地の育成、安全・安心な農産物を生産する環境保全型農業、産業としての競争力強化に繋がる先進技術の利活用を推進します。

【4-1 産地の育成】

栽培技術や販売に関する研修など、様々な取り組みを行う生産組織の活動を推進し、産地の育成を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
生産組織の育成	<ul style="list-style-type: none">・ J A水戸各生産部会の活動支援・ 水戸市そ菜園芸出荷団体連絡協議会の活動支援・ 水戸市果樹園芸組合連絡協議会の活動支援・ 果樹産地における生産法人化の推進・ 梅産地づくりの推進（再掲）・ 内原地区農業経営研究会の活動支援・ 水戸市畜産組合連合会の活動支援

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2014 年度 (平成 26 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
果樹生産法人数	—	—	1 法人	2 法人

【4-2 環境保全型農業の推進】

化学肥料や化学合成農薬の低減を進めるとともに、地球温暖化防止、生物多様性保全に繋がる堆肥やカバー作物^{*1}の利用、水田活用における耕畜連携など、環境負荷の低減に繋がる環境保全型農業を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
日本型直接支払制度 (環境保全型農業直接支払)の推進	・化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者への支援
エコファーマー・特別栽培農産物・有機農業の推進	・JA水戸、茨城県と連携し、取組農家の拡大推進
堆肥の利用促進	・水田における耕畜連携の推進 ・堆肥情報の提供 ・家畜排せつ物処理施設整備の検討

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
エコファーマーの販売農家に占める割合	7.0 %	6.0 %	10.1 %	10.4 %
特別栽培農産物件数	83 件	81 件	86 件	90 件

【4-3 先進技術の利活用の推進】

農業を意欲のある若者や女性など新たな担い手・従事者にとって魅力ある産業とするため、生産性の向上のためのバイオテクノロジーや植物工場、省力化のためのロボット技術や高精度 GPS、栽培管理等の情報化のための ICT^{※1}など、先進技術の利活用を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
優良種苗の供給	・本市独自に開発・選抜したウィルスフリー苗や、加温・電照など特殊な条件で育成した優良種苗の供給
スマート農業等の先進技術導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業に関する情報収集 ・植物工場の導入検討 ・リモートセンシング^{※2}の導入検討 ・新 新ロボット技術やGPS^{※3}を活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業の推進

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
優良種苗提供品目数	4品目	4品目	5品目	6品目
新 スマート農業の生産施設、機械等の整備件数		1件	2件	6件

※1 情報通信技術

※2 人工衛星や航空機による遠隔探査技術

※3 地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測定するためのシステム

基本施策5 農畜産物の消費拡大に向けた取組の推進

[現状と課題]

市内に多くの消費者を抱え、農畜産物の生産の場と消費の場が近い本市は、市内に向けた消費拡大の潜在性が高く、地産地消に適した環境にあります。市内には農産物の直売所が9店舗（JA水戸5店舗、その他4店舗）、スーパー内に設置されているインショップが3か所（すべてJA水戸）、農家の庭先販売が多数あり、消費者アンケートによると、主な農産物（野菜）の購入場所として直売所と回答した人は237人（28パーセント）と高い割合を占めています。

本市の学校給食における地場産物の活用の推進は、消費者アンケートでも、今後の農業行政において重視すべきだとする回答が50パーセントと多く、一層の推進が求められています。一方この推進には、配送方法や保管場所などの課題があり、また学校給食は、学校毎の事情に応じた自主性を有するものであることから、今後は生産者、教育委員会及び行政の連携強化、及び保護者への地産地消の役割の周知等が求められます。

市内飲食店等における地場農畜産物の利用促進については、地産地消に積極的に取り組む飲食店等を市独自に認証・PRする「水戸^{みと}美味^{うま}」を推進しています。

農畜産物の消費拡大のためには、科学的根拠に基づく「安全」と、消費者の求める「安心」、「信頼」の確保が重要です。消費者アンケートにおいても、「産地」を重視して農産物を購入する理由として「安心」を挙げた人の割合が高く（42パーセント）なっています。福島第一原子力発電所の事故の影響が残るなか、安全と安心の確保のためには、「安全」に対する取り組みを継続し、それに係る情報を積極的に発信することが重要です。

[施策の基本的方向]

農畜産物の消費拡大を図るため、ブランド化や潜在性の高い市内需要に向けた地産地消の推進を図るとともに、農畜産物の安全と信頼確保に向けた取り組みを推進します。

【5-1 地産地消の推進】

生産者の顔が見え、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給する地産地消の取り組みは、地域の生産者と消費者の結びつきを強化し、食料自給率の向上に繋がるものです。地産地消は農畜産物の直売や加工の取り組みなどに繋がるものであり、農産物直売所、飲食店等業務店、学校給食、病院、高齢者施設などさまざまな消費の場面において推進します。

●主な取り組み

項目	内容
学校給食における地場産物 ^{*1} の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関する啓発（食育の推進） ・関係団体、民間業者及び生産者との連携による、地場農畜産物を安定的、効率的に調達する仕組みの構築 ・地場産物を使用した給食用の加工品開発 ・地場産物及び特産品を使用した献立「MITOごはん」の実施 ・米飯給食の推進 ・給食だよりの発行
飲食店等における地場農畜産物の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店における地場農畜産物等の販売促進 ・飲食店等における地場農畜産物を活用したメニューの提供店「みとうま 水戸美味」の推進（各店のメニュー、活用食材のPR）再掲 ・地産地消に関する啓発 ・新 地場産物を使用した市場内のイベント等の内容充実
農産物加工施設及び直売所の整備・促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的農産物販売施設（1か所） ・観光果樹等を活用した農産物加工・販売施設（1か所） ・小規模農産物加工・販売施設（5か所） ・農産加工センター「かたくり市」の活用推進、機能強化

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
学校給食における地場産物 ^{*1} の使用割合	42.1%	56.3%	56.0%	57.0%
地場農畜産物登録店舗「みとうま 水戸美味」	33店	75店	100店	150店
農産物直売所数（再掲）	12か所	17か所	17か所	18か所
新 うちインショップ数	3か所	8か所	8か所	9か所

*1 国による学校給食における地場産物の使用割合調査には、魚介類等が含まれるため、「地場産物」と標記しています。

【5-2 農畜産物の安全と信頼の確保】

農畜産物の安全性のPRを図るとともに、生産者団体等が行う「安全・安心」の取り組みを推進します。

●主な取り組み

項目	内容
安全・安心の推進	<ul style="list-style-type: none">・農畜産物の放射性物質検査の実施・生産者団体が取り組むPR活動の支援・生産者団体が取り組む安全・安心確保のための取り組み支援
GAP ^{*1} の推進	<ul style="list-style-type: none">・各生産組織のGAP取得の推進・GAPに関する消費者へのPR

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
茨城県GAP規範 ^{*2} に 取り組む経営体数	19 経営体	27 経営体	40 経営体	60 経営体

*1 Good Agricultural Practice の略。農業生産工程管理。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び許可を行うことによる改善活動。

*2 農林水産省が作成した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を基に、茨城県が作成、推進するGAP。

基本施策6 農村地域における生活環境の向上

[現状と課題]

農村地域は、安全で安心な食料の安定供給はもとより、水源のかん養、豊かな自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統文化の継承など、多面的な機能を持っています。これらの機能を将来にわたり維持するためには、農業が持続的に行われ、そこに住む人々が安らぎのある快適な生活を送れるよう、農村の生活環境の整備を進めるとともに、農村景観・自然環境の保全、農村コミュニティの維持などに取り組む必要があります。

農村地域における污水处理については、農業集落排水事業を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進してきたところです。市内に全13箇所ある農村集落排水処理施設のうち供用開始後10年以上経過している地区が10箇所（76.9パーセント）あり、施設の長寿命化に向けた計画的な施設更新が必要です。また、未整備地区等においては、茨城県生活排水マスタープランとの整合性を図りながら、将来負担も含めた経済効果の高い処理手法を選択する必要があります。

景観形成や自然環境の保全のためには、農地が農地として維持されることが重要であり、農地の法面の草刈りや水路の泥上げ等の作業は農家の共同作業により行われていますが、農業者の高齢化と減少が進み、農地集積を進めていくと、規模拡大に取り組む担い手に農地の維持が大きな負担となることが想定されます。

農村コミュニティは、農地の維持管理の主体としてだけでなく、食文化の継承や都市住民との交流などの主体としても重要です。この分野においては女性が重要な役割を担っており、農村地域の生活研究に関する女性活動グループ5つによる連絡協議会が設置されています。

[施策の基本的方向]

農村地域における生活環境の向上のため、老朽化した農業集落排水処理施設の機能強化を図るほか、農村景観・自然環境の保全のための共同作業、食文化の継承や都市住民との交流などの主体となる農村コミュニティ活動を推進します。

【6-1 生活環境の向上】

農業用水等の水質汚濁防止に向け、老朽化した農業集落排水処理施設のライフサイクルコスト※1の低減が可能となる機能強化対策を推進するとともに、未整備地区等の効率的、効果的な汚水処理手法の検討を進めます。

●主な取り組み

項目	内容
集落排水事業	<ul style="list-style-type: none">・農業集落排水処理施設の長寿命化対策・農村地域における汚水処理方式の検討

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
農業集落排水処理施設の機能強化対策実施済地区数(実施率)	2地区 (20%)	2地区 (20%)	3地区 (25%)	4地区 (30%)

※1 建設費及び維持管理に関する費用

【6-2 農村景観・自然環境の保全】

農村景観・自然環境の保全に繋がる、農地の保全のための共同作業等が継続できるよう、集落の活動を支援します。

●主な取り組み

項目	内容
多面的機能維持活動の推進	・農業の多面的機能 ^{※1} の維持・発揮のための地域活動や営農活動の支援

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
多面的機能の維持・発揮 のための地域活動面積	1,521 ha	2,181 ha	2,221 ha	2,380 ha

※1 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

【6-3 農村コミュニティの維持】

農業・農村の多面的機能の維持のため、多様な地域住民を包含する「食」や「環境」を通じた交流の場としての機能を持つ、農村コミュニティ活動を推進します。

●主な取り組み

項目	内容
農村生活研究グループ 連絡協議会の活動支援	・ イベントでの農産物の直売，視察研修会などの推進
集落センター等連絡協議 会の活動支援	・ 講演会，視察研修会などの推進

●目標指標

項目	現 状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
農村生活研究グループ 活動の年間参加者数	68名	18名	100名	120名

基本施策 7 都市と農村の交流促進

[現状と課題]

超高齢社会においては、人々の価値観・ライフスタイルが、余暇活動の重視や環境の配慮といった形で多様化しており、農業・農村は都市住民を含む多様な人々のこうしたニーズを受け止める場として期待されます。また、市民の健康増進の視点からも、日常の食生活や農業体験等を通じて食の在り方を考えることが求められます。都市と農村の交流促進に向けては、都市住民の意識やニーズを十分に汲み上げ、反映させることが重要です。

都市住民が気軽に農業を体験できる場である市民農園は、市内に 9 か所開設されています。

観光農園は、6 次産業化の取り組みの一つでもあり、市内では果樹園が山根地区、河和田地区、千波地区に集中している他、もぎ取りができるイチゴ農家が点在しています。

観光果樹が盛んな山根地区は、拠点施設である森林公園を中心に、都市と農村の交流事業を重点的に推進していますが、森林公園の年間入園者数は原発事故以降低迷しており、今後は果樹園のある里山の風景を観光資源として維持するとともに、地域と連携した自然資源等を活用した魅力づくりを進める必要があります。

食文化の継承や地産地消の推進、食の大切さを伝える体験活動など食育については、農業体験や料理教室など様々な取り組みを推進しています。特に、次世代を担う子供たちの食育は重要であり、小・中学校におけるアグリメイトいきいき体験事業など地域農業の理解を深める取り組みを進めることが重要です。また、学校給食においては、水戸市産の食材を多く使用した献立「MITOごはん」や各地の郷土料理、旬の食材を使った献立などを児童・生徒に提供しており、地域の特性を生かした食生活、伝統ある優れた食文化である行事食等の普及に努めることが必要です。

[施策の基本的方向]

都市と農村の交流を促進するため、交流拠点におけるイベントの開催などにより、交流人口の増加を図るとともに、農業への理解を深めることに繋がる食育を推進します。

【7-1 交流人口の増加】

交流人口の増加は、地域農畜産物の需要拡大など地域経済活性化の有効な手段であるとともに、都市住民・消費者との相互理解と農業・農村への関心を深めることに繋がります。この手段として、グリーン・ツーリズム、市民農園や農業体験活動、農産物直売所を核とした総合的交流拠点施設の整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

●主な取り組み

項目	内容
直売所等の整備・機能強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 総合的農産物販売施設 1か所 農産加工センター「かたくり市」の活用推進、機能強化 新 森のシェパード館チーズ製造施設の移転整備（再掲）
交流イベントの開催支援	<ul style="list-style-type: none"> 産業祭（農業祭）の開催支援
市民農園の推進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと農場の利用促進 特定農地貸付法に基づく市民農園の活用の促進
観光果樹等を活用した魅力発信交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 農産加工販売施設の整備 1か所 体験プログラム、観光果樹園等の情報発信（パンフレット作成など） 体験プログラム、観光果樹園等を活用した体験型観光の推進
森林公園周辺における自然資源等を活用した魅力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 山根地区住民との連携イベントの開催 森林公園における体験プログラムの充実
果樹園の維持	<ul style="list-style-type: none"> 果樹園の維持と後継者育成の推進
森林公園再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 学官連携による来園者ニーズの把握等 再整備の実施
観光農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 観光果樹等の生産振興、情報発信

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
森林公園来園者数	16万人	19.3万人	20万人	25万人
新 産業祭（農業祭） 来場者数		6.9万人	7万人	7.5万人

【7-2 食育の推進】

地域で生産される農畜産物について学ぶ機会となる農業体験，学校給食における地産地消の取り組み，郷土料理・伝統料理の提供などを通じて，食育を推進します。

（※ 食育の取り組みのうち「地産地消の推進」については，「5-1 地産地消の推進」に記載しています。）

●主な取り組み

項目	内容
食の大切さを伝える 体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室の開催 朝市（月1回）やみとっぼわくわく感謝市（年1回），市場見学会など，市場に消費者が来場するイベントの開催
郷土料理・伝統料理の 伝承	<ul style="list-style-type: none"> 郷土料理など国内外の伝統的な食文化を継承した学校給食献立の実施，及び関連指導 新 3歳児健康診査における郷土料理・伝統料理の普及・啓発
農業体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における農業体験事業の支援（アグリメイトいきいき農業体験事業） ふるさと農場における農業体験の実施 農業技術センターにおける収穫体験の実施 市内で実施される各種農業体験の情報発信
日本型食生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> 米飯給食の推進（再掲） 給食だよりの発行（再掲）
健康的な食生活の実践， 食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 健康のための食事，伝統的な行事食等についての調理実習，試食の実施 新 市場内での魚食文化の普及に向けたイベントの開催

●目標指標

項目	現状		目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
アグリメイトいきいき 農業体験事業取り組み 学校数（割合）	14校 (29%)	19校 (39%)	19校 (39%)	24校 (49%)
新 食育に関心がある人の 割合（水戸市健康増進・ 食育推進計画アンケート）	—	71.9%	—	90.0%